

表 付属書I(ANNEX)「貿易円滑化および税関手続き(Trade Facilitation and Customs Administration)」の概要

No	項目	概要
第1条	オンライン掲載 Online Publication	以下をウェブサイトに掲載し、必要に応じた情報の更新 ・輸出入に係る手続き、必要な書類、関連する法規制 ・輸出入に係る関税率、その他の税率、手数料、料金等 ・第3条に記載の問い合わせ窓口
第2条	輸出入者との対話 Communication with Traders	・貿易および通関に関する規制の事前公開
第3条	問い合わせ窓口 Enquiry Points	・輸出入に係る問い合わせ窓口の設置 ・問い合わせに対して、支払いを課さない。法規制に関するもの、大量の書類やデータ確認を要する回答はこの限りではない ・原則20日以内の回答。大量の書類やデータ確認を要する回答はこの限りではない
第4条	事前教示 Advance Ruling	・事前教示制度の導入 ・税関が対応(関税分類、原産地、関税割当等について回答) ・原則150日以内の回答 ・事前教示回答事例のウェブサイトでの無料一般公開
第5条	輸出入者用電子資料およびシステム Electronic Documents and Systems for Traders	・法律で規定される場合を除き、通関関連書類の電子化を ・輸出入者および税関関係者が電子システム・書類へアクセスする環境の整備 ・植物検疫証明書(e-Phyto)、航空運送上の電子化(e-AWB)、電子CITES(eCITE)等、国際標準の貿易関連電子書類の導入
第6条	通関における技術利用 Use of Technology for the Release and Clearance of Goods	・効率的な通関審査・検査を行うためのリスク・マネジメント・システム(リスク管理システム)の活用 ・システム構築のための情報収集や効率的な審査・検査のため、AI技術やマシンラーニングの活用 ・IT技術を活用し、よりリスクの高い貨物を抽出、低リスク貨物のリリース期間の短縮 ・リモートによる通関士あるいは政府関係機関(規制当局)の目視検査の推奨
第7条	電子決済 Electronic payments	・関税、手数料等、通関時に課せられる関連する支払いの電子決済化
第8条	AEO Authorized Economic Operator	・AEO相互承認に向け、各国税関や政府も含めた情報共有、通関プロセスの検証等の実施
第9条	単一窓口 Single Window	・電子書類の一括提出先として、単一窓口の設置 ・通関貨物の状況通知(リリース時の通知など)を単一窓口を通じ実施
第10条	税関手続きにおける透明性・予見可能性・一貫性 Transparency, Predictability, and Consistency in Customs Procedures	・関税分類や課税評価等の評価について、国内の各税関で統一した手続きの実施
第11条	農産物およびその他の腐食性物品 Agricultural and Other Goods Vulnerable to Deterioration (AOGVD)	腐食性のある農産物やその他の物品の輸入について以下の通り対応 ・各種提出書類の電子化 ・腐食性物品の優先的な取り扱い ・腐食性物品に対する十分な検査期間の設置
第12条	領事査証 Consular Transactions	・領事査証手続きの禁止(有償か無償かを問わない)
第13条	税関決定の見直しおよび控訴 Review and Appeal of Customs Determinations	・税関当局の決定に対して、見直しを求めたり控訴できる体制の整備 ・税関当局等とのやり取りは書面で実施
第14条	行政指導 Administrative Guidance	・税関当局による、法律や規制に基づいた、輸出入および積替えに関する必要な手続きの指導/説明の実施 ・これら手続きのウェブサイトへの掲載
第15条	罰則 Penalties	・関税分類等について違反した場合、統一した方法で罰則を実施 ・第1条(オンライン掲載)に掲載されているような軽微な誤記載については罰則化しない ・税関当局が罰則を課す際、根拠となる法律、規制も含めて書面で通達 ・罰則を伴わない修正手続きの導入
第16条	行動基準 Standards of Conduct	・輸出入者および関係者が、税関手続き等において不適切な対応を受けた際、苦情を申し入れられるメカニズムの提供 ・苦情に対し、適切な措置を講じる
第17条	輸出入者の情報保護 Protection of Trader Information	・税関当局および政府関係機関による、法律に従った輸出入者の情報保護 ・個人情報漏洩した場合、各締約国の法律や規制に沿って対処し、再発防止に努める
第18条	輸送コンテナおよび反復利用する容器 (通い箱) Shipping Containers and Other Substantial Holders	・一時輸入制度の導入
第19条	協力 Cooperation	以下について二国間で税関協力を行う ・関税分類や税関評価、その他の税関処理について意見交換するための会議の開催 ・貿易救済措置について税関当局や関係者との意見交換 ・特に中小企業への支援を意識した、貿易のデジタル化についての意見交換
第20条	執行にむけた二国間協力 Bilateral Cooperation on Enforcement	・輸出入や積替えに関する重要な法律や規制の変更について、事前の相手国への提供 ・関連する法律、規制、税関違反について罰則規定を設けるなど、適切な措置を講じる
第21条	移行期間 Transitional Periods	・第5条(輸出入者用電子資料およびシステム)の協定発効後一年以内の導入 ・第4条(事前教示制度)の協定発効後二年以内の導入

(出所)米USTR、ブラジル経済省、ブラジル外務省